

意見概要	回答
放射線モニタリングや海洋環境の長期モニタリングを実施すべき	ご指摘を踏まえ、第2部1に水産資源のモニタリング、第2部2に放射線モニタリング、第2部6に海洋環境のモニタリングについて記述致しました。
自然環境の金銭的価値を見積もった上で、効果的な施策を企画・立案すべきではないか	施策の企画・立案については、施策の進ちよく状況を適切に評価した上で、実施しておりますので、金銭的価値の見積りは必要ないと考えます。
経済と環境の融合を図りつつ、新たな課題に挑戦しているような人的交流を含めた人材育成を促進すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
農林水産業をベースとした地産地消の海洋立国を目指すべき	ご指摘を踏まえ、第2部8に地域資源を活用した海洋観光の振興を記述致しました。
人材育成について、新しく開拓する産業分野への優秀な若い人材の導入まで見据えて計画を策定すべき	ご指摘を踏まえ、第2部12に、「中長期的な観点から今後発展が期待できる海洋に関する産業分野の人材や技術の専門家を養成・確保するため、産業界や国の関係機関等における技術開発と大学等における教育・研究が連動して一体的に行われる取組を推進する。」旨を記述致しました。
海とのふれあいや様々な事業所等の見学、海での活動の体験の場を増やす等の教育基盤を作るべき	ご指摘を踏まえ、第2部12において、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、国民の理解と関心を喚起するための各種取組を推進する旨を記述致しました。
捕鯨を中止すべき	調査捕鯨は、鯨類資源を持続的に利用していくために必要な科学的知見を得るために実施しております。
海況予測システムを国家レベルで統合化（一元化）し、世界一の海況予測精度を目指すべき	数値モデルの高度化については、現状では技術発展段階にあります。今後、多様な発展を確保することが必要であるとともに、利用者のニーズに対応するため、システム自体にも多様性が必要であると考えております。このため、現段階でシステムを一つに統合することは必ずしも合理的ではないと考えます。
環境改善のために、二化鉄イオンの活用すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
人工衛星の活用等、宇宙分野との連携を強化すべき	ご指摘を踏まえ、第2部7に宇宙を活用した施策の推進を記述するほか、その他の項目においても宇宙と連携すべき事項は記述致しました。
海洋教育を学習指導要領に明確に位置づけ、小学校、中学校及び高等学校と発達段階に応じて、子ども達が必ず体験学習を重視した海洋教育を受けられるようにすることが必要。	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
日本国の領土・領海は最低限守ること	領海、排他的経済水域等を守り抜くことを総論に記述致しま

	した。
海洋に関する環境問題、資源管理、海洋の機能等の基礎的教育は最低限全国の初等中等教育、高校教育の中にカリキュラムとして組み込むべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
他省庁の基本計画との違いがわかるように記述すべき	他府省庁とは適切に連携した上で、施策の企画・立案を実施しているところであり、海洋基本計画は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画を定めたものとなります。
東日本大震災を踏まえた状況変化を記述すべき	ご指摘を踏まえ、第1部において、海洋をめぐる社会情勢等の変化として東日本大震災等を踏まえたエネルギー戦略の見直しや防災対策強化の動きを記述致しました。また、第2部において、東日本大震災を踏まえた施策を記述しております。
海洋基本計画において、資源管理方式を明示し、日本水産業に対する具体的な改善方を示すべきではないか	施策を企画・立案する段階において、施策の進ちょく状況を適切に評価しております。
海洋再生可能エネルギーについて、旧計画では研究開発にとどまっている。新計画では商業化・事業化に向けた位置づけが必要	ご指摘を踏まえ、第2部1、7及び8に海洋再生可能エネルギーに関する取組を記述致しました。
我が国の艦艇建造基盤を維持すべき	防衛力の在り方と保有すべき防衛力の水準を規定する「防衛計画の大綱」を見直し、今年中に結論を出すことが、今年1月25日に安全保障会議決定及び閣議決定されております。海洋の安全の確保の項目では、艦艇等の整備について記述しておりますが（第2部5）、具体的な整備数は防衛大綱に従うものであり、海洋基本計画で言及する内容ではありません。
海洋再生可能エネルギーについて、実海域再現施設、ドライブレイン試験施設、翼の構造試験施設及びこれらを支援する本部機能施設を設立すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
水産資源管理について、種ごとに網の目サイズの規制を実施すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
海外における洋上風力発電事業への日本企業の参画について記述すべき	ご指摘を踏まえ、第1部3において、「取組方針」の次の段階として、今後、導入目標や時間軸の設定も念頭に置きつつ、洋上風力発電の大規模導入や関連産業創出等を戦略的に進めていく方策についても検討する」旨を記述致しました。
各種施策を推進するに当たり、メガフロートを活用すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
調査船による生物調査や海洋観測を維持・継	ご指摘を踏まえ、第2部1に水産資源に関する調査、6に各

続すべき	種海洋調査の推進について記述致しました。
沿岸について、海洋生物保全とともに、防災面でも有効に利用する観点が必要	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
港湾周辺の諸施設や内陸交通との連携など、総合物流強化の観点が重要	ご指摘を踏まえ、第2部4(3)に輸送物流体系を構築するための取組を記述致しました。
漁業者等が観測したデータを、インターネットを介して双方向で活用するシステムを開発・運用すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
黒潮発電水素事業の展開と推進が必要	今後の施策に関するご意見として参考とさせていただきます。
「国際的な競争条件の均衡化の必要性を十分に踏まえ、競争力の確保のための持続的な施策が不可欠」の旨を記述すべき	ご指摘を踏まえ、第2部8に「国際海運市場における競争の激化を踏まえ、諸外国の外航海運政策の動向を注視しつつ、我が国海運にとっての国際的な競争条件の均衡化のための施策に継続的に取り組む。」を記述致しました。
海賊・テロ対策等、海上交通路の安全を確保するための施策を記述すべき	ご指摘を踏まえ、第2部5に海上交通の安全を確保するための取組を記述致しました。
海上輸送力の確保が重要である、との海洋国家としての知識と理解が深められるよう、小・中・高等学校の教育を充実すべき	今後の施策に関するご意見として参考とさせていただきます。
海技者の人材育成を盛り込むべき	ご指摘を踏まえ、第2部12に、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成する旨を記述致しました。
海洋・沿岸・海岸等の保全に関わる市民団体の計画当初段階からの参加が必須	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
海底鉱物資源開発に関する官民共同のパイロットプロジェクトを検討すべき	ご指摘を踏まえ、第2部1(1)において、海底熱水鉱床について、実海域実験を含めた採鉱・揚鉱に係る機器の技術開発を記述致しました。
沿岸域における環境の改善・再生プロジェクトの推進すべき	ご指摘を踏まえ第2部9に自然環境の保全・再生についても記述致しました。
新たな海洋産業の創出について、旧計画より内容の充実・具体化を図るべきである	ご指摘を踏まえ、第2部8において、具体的に各種取組を記述致しました。
民間の海洋調査事業を位置づけ、支援・振興策、育成等について検討すべき	第2部1において、民間企業の協力を得つつ、海洋資源調査を加速する旨を記述しております。
沿岸管理に必要なデータの整備を促進すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
・具体的な海洋保護区の設定に向けた法整備や対象海域の抽出について検討することを記述すべき	ご指摘を踏まえ、第2部2に生物多様性の保全上重要な海域の抽出に関する取組を記述致しました。海洋保護区については、国際的な議論も踏まえ、我が国の法制度の中で該当するものを海洋保護区として整理したものであり、法律の再整備は必要ないと考えております。

海洋の酸性化についてモニタリング・生態系への影響に関する調査研究を推進すべき	ご指摘を踏まえ、第2部2に海洋の酸性化に関する観測や調査研究の推進を記述致しました。
海洋保護区ネットワークの構築に取り組むべき	ご指摘を踏まえ、第2部2に海洋保護区のネットワーク化の推進を記述致しました。
福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質のモニタリング等を強化すべき	ご指摘を踏まえ、第2部2に放射線モニタリングを記述致しました。
離島地域における積極的な海洋保護区の設定を検討すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
計画策定の当初段階から多様な主体の参加を確保	海洋基本計画は、多種多様なご意見を伺った上で作成しております。
国と県が連携し、海洋環境の保全・管理を行えるような具体的な施策を展開すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
水産資源の回復について、一律に規制するのではなく、地域の実情に関する調査・検証を行い資源の回復が目指せる施策を記述すべき	第2部1に、漁業者が資源管理計画を作成し、これを確実に実施する場合には、資源管理・収入安定対策による減収の補填を行う旨を記述しております。
河川・海岸事業において、コンクリートの使用は極力避けるべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
陸域・海域一体となった管理においては、森林の再生が急務であるため記述すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
河川の流域における水や物質の見直しが不可欠である	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
海洋再生可能エネルギーについて実証フィールドの整備、買取価格の決定、地域漁業調整などの環境整備や事業化を記述すべき	ご指摘を踏まえ、第2部1に海洋再生可能エネルギーに係る取組を記述致しました。
局所的な海面上昇に関する予測精度を向上すべき	ご指摘を踏まえ、第2部7に地球温暖化と長期的な気候変化への適応策を講じていくため、都道府県等の地域レベルでの影響評価が可能となるように、数値モデルを改良する旨を記述致しました。
海洋調査の実施体制が危機的状況であることに触れ、その立て直しが急務であることを記述すべき	第2部6に海洋調査船、有人・無人調査システム等を整備する旨を記述するとともに、我が国として必要となる海洋情報を収集する、機関間の連携強化、衛星観測の活用等を推進しているところであり、我が国として必要な海洋調査の実施体制は維持されていると考えます。
海洋調査の充実とそれに必要な予算措置についても盛り込むべき	必要な取組を記述しているところであり、予算措置を記述する必要はないと考えます。
科学的知見の充実の中で、生物資源のみならず水産資源を記述すべき	生物資源の中に水産資源は含まれております。また、水産資源に関する調査・研究については、第2部1に記述致しました。

国境離島への定住促進のための支援を実施すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
海外における洋上風力発電事業を重要な分野であると位置づけるべき	ご指摘を踏まえ、第1部3(4)に、「海洋再生可能エネルギーや海洋エネルギー・鉱物資源産業等のグローバルはマーケットに進出し、増大する世界の海洋開発の需要を取り組むことが重要であり、世界でのシェアを拡大していく観点から、我が国の海洋産業の国際競争力を強化するために、官民一体となって、海外の海洋開発プロジェクトに日本企業が参画するための政策支援や環境整備に取り組む。」ことを記述致しました。
洋上風力発電事業への支援措置を検討すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
離島の特色をいかした官民の研究機関等の集積を推進する必要があるのではないか	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
具体的な数値目標や達成時期を明記したロードマップを策定すべき	海洋基本計画策定後、工程表の作成と工程表に基づき事業等を計画的に実施する旨を第3部に記述しております。
海洋をめぐる社会情勢等の変化にCOP10等の生物多様性の重要性について記述すべき	海洋をめぐる社会情勢等の変化には、旧計画策定時からの大きな情勢の変化について記述しております。生物多様性の保全の重要性については、旧計画策定前から認識されているところであり、ここでは記述しておりません。
東日本大震災に伴う東北沿岸の生態系の変化について記述すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
基礎となる調査・研究のデータはすべて公表すべき	資源に係る情報については、厳格に管理すべき情報も含まれております。海洋調査についてその収集・管理・公開に関する共通ルールの策定するところであり、公表すべき海洋情報についてもその中で議論して参ります。
市民やNGOの研究や調査データを活用し、政策に反映されるような仕組みが必要ではないか	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
河川の流域も視野にいれた海域全体の生物多様性の保全と利用のマスタープラン（海洋の生物多様性保全のあるべき将来像）を策定することを記述すべき	生物多様性の保全については、生物多様性国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略が既に策定されており、これらの戦略に従い適切に施策を推進しているところですので、新たに別の戦略等を策定する必要は無いと考えます。
海洋由来の自然災害に強い国を目指すよりも、災害とも共生できる国を目指すべきではないか	災害とも共生するとは、災害にも強い国であると考えます。
環境保全について、できる限り人手を加えないことによって環境は保全されることを理解	環境保全については、里海のように人手を加えることにより適切に保全されることもあると考えております。また、海洋

すべき	の開発と環境保全が調和するよう各種施策を推進しております。
海洋保護区の設定の推進に関して「海洋の生物多様性の保全や持続可能な漁業のため、具体的な方策の一つとして海洋保護区の設定の推進を強化する。特に国は制度を整備するとともに、合意形成がなされた地域や自治体に対して積極的な支援を行う。」を記述すべき。	ご指摘を踏まえ、第2部2に「海洋保護区を資源の保存管理の手法の一つとして、その設定や管理の充実を推進し、海洋の生態系及び生物多様性の保全と漁業の持続的な発展の両立を図る」を記述致しました。なお、制度を整備することや地方公共団体に対する支援については、今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。
海岸漂着物対策として、日本の海岸における漂着ごみ対策に地方が苦慮している実情を、排出国にも十分伝え、解決を要請する旨を記述すべき	ご指摘を踏まえ、第2部9において、「国外起因の廃ポリタンク等の海岸漂着物の実態を把握し、国内関係地方公共台への注意喚起を行うとともに、必要に応じ発生国への申入れを行う」を記述致しました。
地方自治体の水産、環境分野の研究機関は、地域シンクタンクとしても重要である。特に水産試験場は、現在は、主に漁業者向けの研究所になっているが、地域に始まり日本全国をネットワークしている強みをもとに、現有する情報やデータの利活用に向けた開かれた体制づくりの支援すべき	今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。